

荒川区避難所運営基準

平成 2 5 年 9 月

(令和 7 年 3 月修正)

荒 川 区

目次

1	基準策定の趣旨	1
2	避難所の指定	2
	避難所の種類	2
	運営基準の適用	3
3	避難所運営の基本方針	4
	区による避難者の救援救護	4
	町会・自治会が中心となった相互扶助と自主的・主体的な行動	4
	要配慮者に対応した避難所運営	4
	通勤・通学者や帰宅困難者等への対応	4
	環境変化への的確な対応	4
	感染症対策	4
4	基本的な運営体制	5
	区・避難者・学校教職員の基本的な役割	5
	避難所運営役員の選出	5
	避難所運営委員会の設置	6

ミーティングの開催.....	6
避難者情報の管理.....	6
秩序の維持.....	6
応援の受入.....	6
ミニ備蓄倉庫の設置.....	7
防火安全対策.....	7
5 避難所運営の留意事項.....	9
避難者の健康管理.....	9
プライバシーの確保.....	9
避難者への情報提供.....	9
ライフラインの確保.....	10
トイレの確保・清潔保持.....	11
物資の適正管理.....	11
帰宅困難者への対応.....	11
ペットの同行避難.....	11
6 避難者の特性に合わせた配慮.....	13

女性.....	13
妊産婦.....	13
子ども.....	13
高齢者.....	13
障がい者.....	13
食物アレルギーのある方・慢性疾患患者.....	14
外国人.....	14
7 在宅避難者への支援.....	15

1 基準策定の趣旨

本運営基準は、災害対策基本法第60条第2項の規定に基づき区が設置する避難所の運営について、基本的な事項を定めるものであり、区、区民及び防災関係機関は、本運営基準に従い、避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保する。

なお、本運営基準の内容については、東日本大震災、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等の被災地における事例を踏まえるとともに、岩手県釜石市で避難所運営に従事した本区派遣職員の経験を反映させている。

2 避難所の指定

避難所の種類

区が設置する避難所の種類は、目的別に「一次避難所」「二次避難所」「福祉避難所」の3種類とし、それぞれの設置目的・開設時期・対象者・使用施設については、下表のとおりとする。

区分	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
開設時期	発災後直ちに	発災後速やかに	発災後直ちに
対象者	<p>居住者 在勤・在学者 外出中に帰宅が困難になった者 上記のほか区内に滞在する者 在勤・在学者は、所属する事業所・学校に避難することを基本とする</p>	<p>次に該当する者を優先的に避難させる。 要介護1から3に認定されている区内の在宅高齢者 障がい者（身体障害者手帳3級～7級） 妊産婦、乳児 上記からの保護者又は支援者（家族等） 支援者は、原則として、対象者1人に対し1人とする</p>	<p>要介護4から5に認定されている区内の在宅高齢者 障がい者（身体障害者手帳1級・2級、知的障がい者、精神障がい者） 上記及びの支援者（家族等） 支援者は、原則として、対象者1人に対し1人とする</p>
使用施設	<p>区立小中学校 生涯学習・教育センター 都立学校（別表第1及び第2のとおり）</p>	<p>ひろば館 ふれあい館 ゆいの森あらかわ（対象者のみ）</p>	<p>高齢者施設（入所・通所） 障がい者施設等（入所・通所）</p>
指定基準 及び その他	<p>耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等を利用する。 受け入れる被災者数は、お概ね居室 3.3 m²あたり2人とする</p>	<p>避難対象者の規模や状況を踏まえ、必要に応じて一次避難所に指定する施設以外の区施設を指定する。</p>	<p>使用施設のうち、通所施設については、発災後、原則として、サービス提供を休止し、当該施設やマンパワーを福祉避難所の開設運営に活用する。なお、通所施設で発災時に利用者がいた場合は利用者の安全確保を優先する。</p>

運営基準の適用

一次避難所

本運営基準を適用する。

二次避難所

対象者や施設の特徴を踏まえ、本運営基準を準用する。

福祉避難所

対象者や施設の特徴を踏まえ、本運営基準を準用する。

3 避難所運営の基本方針

区による避難者の救援救護

区は、避難所の設置者として、避難者が安全かつ健康的に避難生活を送れるよう、運営の公平性を確保し、避難所の秩序を維持するとともに、避難者を救援救護する責務を負う。

町会・自治会が中心となった相互扶助と自主的・主体的な行動

避難者は、避難所で共同生活を送る（避難所を運営する）にあたり、本運営基準及び各避難所で定めたルールに従い、町会・自治会を中心に、互いに助け合いながら自主的・主体的に行動する。

要配慮者に対応した避難所運営

避難所では、急激な生活環境の変化や大人数による集団生活の中で、プライバシーや防犯・安全等の面から、女性、妊産婦、子ども、高齢者、障がい者、食物アレルギーのある方、慢性疾患患者及び外国人等の要配慮者や性別に関わらない多様な視点を取り入れた避難所運営に努める。

通勤・通学者や帰宅困難者等への対応

避難所では、区外からの通勤・通学者や外出中に帰宅困難となった者等も受入対象となることから、これらの避難者に対しても、帰宅するまでの一時的な滞在期間中は、地域住民と同様に、救援物資や滞在スペース等を提供する。

なお、混乱を防止するため、それぞれが使用するエリアをあらかじめ区分するなど、施設の使用方法を明確にする。

環境変化への的確な対応

発災直後は、避難者全員の収容を優先し、発災からの時間経過に応じて、避難所の混雑状況によっては、各避難所の開設状況及び混雑状況を確認したうえで、他の避難所に誘導する等、避難者の避難スペースの確保やプライバシー、健康管理の確保に努める。

感染症対策

災害時には、感染症の拡大リスクが高まることから、特に避難所では、衛生状態を保つことが重要である。手指衛生・手洗い、咳エチケット、換気やトイレの衛生管理など可能な範囲で感染対策を実施する。

感染症が蔓延する中で大規模災害が発生し、避難所を開設した際、避難者の中に罹患者等が含まれた場合、避難所内でクラスターが発生し、二次的な被害が拡大する可能性がある。そのため避難所においては、罹患者や発熱等のある避難者とその他の避難者が接触しないよう、避難スペースや動線の分離を行うことにより、感染拡大を防ぐ。

4 基本的な運営体制

区・避難者・学校教職員の基本的な役割

区

- ア 避難所設置者として、各避難所に避難所担当職員（以下、「区職員」という。）を配置し、災害対策本部及び災対関係部との連絡調整、避難者相互の公平性の確保（居住スペースの割り振り、配給物資の管理、避難者による解決が困難な問題の処理等）、避難所の秩序維持、避難者情報の管理及び避難者への情報提供等を行う。
- イ 居住スペースの割り振りにあたっては、学校における教育活動の再開に必要な場所を確保するため、施設管理者（学校長等）と十分な調整を行う。
- ウ 避難所開設から一定の時間が経過した時点において、避難者の減少や学校における教育活動の再開等の状況を踏まえ、複数の避難所を統合する。この場合、避難所間の移動（引越し）が避難者に対し過度の負担とならないよう十分配慮する。

避難者

- ア 地域防災の中心的な担い手である町会・自治会が主体となって、避難所生活でのルールづくり、1日の生活スケジュール（起床・消灯・食事・清掃等の時刻）の設定、炊事・配膳・後片付け、避難所として使用するスペース（体育館や普通教室、トイレ等）の清掃、これら避難者が担う仕事の当番編成及び来訪者の対応等を行う。
- イ 炊事・配膳・後片付け・清掃等の当番については、特定の避難者・性別に偏らないよう編成する。
- ウ 避難所生活のルールについては、季節の移り変わりや入退所者の状況、避難所の統合等、避難所開設からの状況変化に応じて適宜見直すものとする。

学校教職員

- ア 学校長は、施設管理者として、避難所で使用する施設の維持管理を行う。
- イ 教育委員会に対する災害対策本部長（区長）の指示（災害対策基本法第23条第6項）に基づき、区立学校の教職員は、学校長の指揮の下、児童・生徒の安全確保に支障のない範囲において、緊急対応として避難所運営に協力する。
- ウ 学校教職員が避難所運営に協力する場合における、学校長の権限や責務、学校教職員の具体的な職務分担及び避難所運営業務に協力する期間等については学校ごとに定める。

避難所運営役員の選出

避難者が避難所を自主的・主体的に運営できるよう、避難者の中から避難所運営役員（以下「運営役員」という。）を複数選出する。

運営役員の選出にあたっては、当該避難所を使用する各町会・自治会からの推薦に基づくものとし、避難者の意見を避難所運営に的確に反映できるよう、男女の割合に配慮するとともに、できる限り多世代から選出する。

選出された運営役員の中から運営責任者を選任する。運営責任者は、避難者の要望の取りまとめ、避難者への連絡事項の伝達及び区・学校との連絡調整等の役割を担う。

入退所者の状況や避難所の統廃合等、避難所開設からの状況変化に応じて、役員の変更や追加選出を行う。

避難所運営委員会の設置

平時において、区民・区職員・学校等を主な構成員とする「避難所運営委員会」を各避難所に設置する。

避難所運営委員会は、この運営基準並びに当該避難所が所在する地域や使用する施設の構造を踏まえた「一次避難所開設・運営マニュアル」を策定するなど、避難所の運営体制を整備する。

区は、一次避難所開設・運営マニュアルについて、実際の災害で発生した事例や防災訓練の成果等を踏まえ、標準的な記載内容を避難所運営委員会に示すものとする。

ミーティングの開催

避難者に対する区からの連絡事項や、区に対する避難者からの要望等について、情報を共有するとともに、避難所運営上で生じた課題の解決を図るため、運営役員・区職員・学校教職員を主要な構成員とするミーティングを定期的を開催する。

ミーティングの進行は、原則として、区職員が担当し、このミーティングで確認・合意された内容については、その都度、避難者全員に対し速やかに周知する。

避難者情報の管理

平時の事前準備

避難所への速やかな受入れを可能にするため、避難者カードの区民への普及啓発に努める。また、避難所開設運営訓練等において積極的に活用し、円滑な受入れ体制の強化に努める。

避難所開設後

避難者は、避難所の種類、性別、年齢、障がい、介護、疾患等、多様であり、食料以外についても考慮する必要があるため、避難所を運営する際には、避難者カードを活用し、避難者の現況を確認する。

秩序の維持

避難所は、避難者だけでなく見舞者や支援者等、多数の人が出入りする施設であることから、区は、避難所の秩序維持に万全の体制を整える。

区は、防犯対策及び不審者対策の観点から、所轄の警察署に対し避難所の定期巡回を要請する。

避難者は、現金や貴重品を常に携帯するなど、自ら可能な範囲で防犯対策を講じるとともに、不審な者を見かけた場合は区職員や警察に通報する。

区職員や運営役員は、要配慮者（女性、妊産婦、子ども、高齢者及び障がい者等）へ積極的に声を掛け、当該避難者の状況に応じて、区やボランティア等の専門相談員を紹介する。

応援の受入

他の自治体からの応援職員

避難所に配置されている区職員が、本来の職場に復帰し業務を再開することは、区民生活の復旧復興に資することから、区は、他の自治体からの応援職員を積極的に受け入れ、区職員に代わって、避難所運営の業務に配置する。（本運営基準に定める「区職員」には、「他の自治体からの応援職員」を含む。）

ボランティア

ア 避難所の運営は、避難者が自主的・主体的に行うことを基本とするが、避難者は自宅の片付けや各種手続等、生活を再建するための時間が必要となることから、避難所の運営に対する避難者の負担を軽減するため、必要に応じて、ボランティアを受け入れる。

イ 区職員は、運営役員と協議の上、避難所でボランティアが担う業務を定め、災対関係部に派遣を要請する。

ウ ボランティアの受け入れにあたっては、運営役員の中から担当者を選任し、受け入れたボランティアとの間で連絡調整を行う。

ミニ備蓄倉庫の設置

区は、各避難所にミニ備蓄倉庫を設置し、発災後、区から救援物資が配給されるまでの間、避難所で必要となる食料や毛布、生活用品等を備蓄している。

区民は、発災時、避難所においてミニ備蓄倉庫から必要な物資を取り出すことができるよう、平時から、防災訓練等を通じて、指定されている避難所のミニ備蓄倉庫の位置や品目等を確認しておく。

発災時、避難所となる小中学校に児童生徒（学童クラブ、にこにこすくーの児童を含む）がいた場合、学校長等の判断より、ミニ備蓄倉庫にある毛布や食料等を児童生徒に配布することができる。

ミニ備蓄倉庫の設置場所及び標準的な備蓄物資は、別表第3及び第4のとおりである。

防火安全対策

避難所における防火安全対策については、東京消防庁が定める基準を踏まえ、次のとおりとする。

防火担当責任者の選任

避難所における防火管理上必要な業務を行う「防火担当責任者」を、運営役員の中から選任する。

避難所における喫煙

避難所における喫煙については、多数の避難者が避難所を利用することから、非喫煙者への配慮や火の元の管理という意味で、屋内は禁煙とする。屋外に喫煙場所を設置する場合においても、受動喫煙を生じさせることがないように、敷地内の居住空間から離れ、人の往来が少ない場所など、避難所運営委員会等において設置場所・運用方法等を十分に検討し、喫煙場所を設置する。なお、消火用バケツなどを用意し、吸い殻を確実に消火する。

火気管理の徹底

居住スペース内では、コンロ等の調理器具の使用は抑制し、石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒防止措置を図るとともに、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保つ。

消火器、避難器具等の設置位置、操作要領等を把握するとともに、地震等により消防用設備が使用できない状態となっていないかを確認し、破損等している消防用設備は「使用不能」の表示を行う。

避難経路の確保

階段、通路等の避難経路は、火災の予防又は避難の支障となる物件等を置かないよう管理する。

放火の防止

避難所の屋内外やごみ集積場所等は、整理整頓に努めるとともに、定期的に巡回し警戒にあたる。

避難者に対する周知徹底

区は、上記 から までの事項について、避難者に周知徹底を図る。

5 避難所運営の留意事項

避難者の健康管理

区職員は、感染症に罹患している避難者や、体調を崩している避難者を把握し、他の避難者に影響を及ぼさないよう居住スペースを割り振るとともに、災対関係部に報告する。また、急患発生時の対応（連絡先等）については、災対関係部へ確認の上、避難所内への掲示により避難者に周知する。

避難者（特に高齢者）は、健康を維持するため、避難所運営への積極的な参加等を通じて、可能な限り身体を動かすことを心掛けるとともに、食事やトイレを制限することのないよう留意する。

炊き出しによって食事を用意する場合は、炭水化物に偏ることなく、ビタミンや鉄分等の栄養バランスを考慮するとともに、ボランティアの支援を受けるなどして、避難者が「食べる楽しみ」を持てるよう、可能な限り多様なメニューを提供する。

避難所内で行う調理については、衛生上問題がない場所で行い、学校に開設した避難所においては、調理実習室を使用できるよう施設管理者と調整する。

区は必要に応じて、災害時における給食業務の協力に関する協定書に基づき、学校給食調理業務受託業者に対して、給食室を活用した給食業務の提供を要請する。

入浴について、区は、避難者に対し公衆浴場の営業状況について情報提供を行うほか、自衛隊災害派遣部隊による支援を受ける。

健康（精神面を含む）に不安を感じる避難者は、区が派遣した保健活動チームの保健師や栄養士、歯科衛生士等の専門職員に相談する。

プライバシーの確保

発災直後は、原則として、避難者の全員収容を優先させるものとする。ただし、発災直後においても、女性用の更衣室や授乳室、おむつ交換室等については、テント等を設置して確保する。

発災後、一定の期間が経過した段階において、区は、段ボールやカーテン等による間仕切りを行い、避難者のプライバシーを可能な限り確保する。

避難者への情報提供

テレビ・ラジオの設置

ア 電源が確保できた場合、避難者へ情報提供を行うため、各避難所で視聴のルールを定めた上で、テレビ・ラジオを設置する。

イ 設置するテレビ・ラジオは、原則として、施設管理者と調整の上、当該施設の備品を使用する。

区からの情報提供

区から避難者に対する情報の提供方法については、避難者の誰もが情報を入手しやすいよう、区ホームページ、SNS、防災アプリ等様々な媒体を使用する。

情報掲示板（インフォメーション・ボード）の設置

ア 避難所における情報共有手段として、文書等を貼付できる情報掲示板（インフォメ

ーション・ボード)を設置する。

イ 掲示できる情報内容等の掲示ルールについては、各避難所で定めることとし、被災者の安否情報を掲示する場合は、個人情報の保護に留意する。

ライフラインの確保

電源

ア 避難所が停電している場合、区が備蓄しているガソリン式発動発電機、カセットガス式発電機により、電源を確保する。

イ 自家発電機については、燃料や電力容量に限りがあることから、用途については、主として、夜間の照明(バルーン投光機の電源等)とする。

飲料水

ア 避難所開設初期にあたっては、各避難所のミニ備蓄倉庫等に備蓄しているペットボトル飲料水を避難者に配付する。

イ 避難所敷地内に設置されている応急給水栓が使用できる場合、仮設給水栓を接続することで「災害時給水ステーション」を開設し、給水を行う。

ウ 避難所敷地内に応急給水栓がない場合、隣接する道路上の水道局が指定する消火栓(以下、「指定消火栓」という。)に仮設給水栓を接続することで「災害時給水ステーション」を開設し、飲料水の給水を行う。

エ 断水等により、応急給水栓及び指定消火栓からの給水ができない場合、南千住給水所及び日暮里南公園応急給水槽の2か所の給水拠点から給水車及び車載型水槽(平ボディー車等に積載)等により水を運搬し飲料水の給水を行う。

オ 道路が閉塞し、避難所まで車両が進入できない場合は、避難者は協力して、避難所に備蓄してあるリヤカー等を用い、車両が接近できる最寄りの地点まで飲料水を受け取りに行く。

生活用水

ア 生活用水については、学校敷地内のプールや防災井戸のほか、周辺の防災広場等に設置されている防災井戸を活用する。

イ 洗濯を行う場所(洗濯機)については、校庭の水飲み場やプール等の排水が可能な場所に設置する。

通信

ア 各避難所には、N T T東日本 - 災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置している。

イ 各避難所には、避難所と区との通信を確保するため、区のM C A無線機を配備している。

ウ 区民は、指定されている避難所における災害時用公衆電話(特設公衆電話)やM C A無線機の保管場所やモジュージャックの設置場所について、平時から防災訓練等を通じて確認しておく。

エ 各防災区民組織には、区の災害時優先携帯電話(スマートフォン)を本部長またはそれに代わる者に貸与している。

トイレの確保・清潔保持

災害時には避難所施設に設置されている既設のトイレの使用を優先に考え、上下水道の使用可否や避難者数の状況等に応じ、携帯トイレを併用するほか、不足分についてマンホールトイレや仮設トイレの設置により対応していく必要がある。

避難所施設のトイレを使用する場合は、男性用トイレの一部を女性用に変更するほか、高齢者・障がい者等の要配慮者が落ち着いて使用できるよう配慮する。

仮設トイレを設置する場合には、可能な限り男女別に設置場所を離すとともに、建物の死角や暗い場所を避けるなど、環境への配慮や防犯対策に留意する。

避難者が、避難所生活において、水分や食事を十分に摂り、健康を維持するためには、避難所のトイレを清潔に保持しておくことが極めて重要である。このため、避難所運営委員会はトイレ清掃が円滑に行われるように清掃当番を編成する。また、当番の編成にあたっては避難者間に不公平が生じないように留意する。

物資の適正管理

区職員は、配給物資の管理を行い、避難者に対し公平に配給するとともに在庫の管理を行う。特に、配給された弁当や生ものの食材等については、賞味（消費）期限の把握や衛生的な保管など管理を徹底する。

避難者全員分を確保できない物資については、避難者から配給希望者を募るほか、代替品を用意するなど、可能な限り公平かつ適切な配給に努める。

物資の受入や在庫管理にあたっては、アレルギー疾病患者に対応した食料や、乳幼児や高齢者・障がい者・慢性疾患患者（糖尿病、腎臓病、高血圧症等）が特に必要とする物資が、他の配給物資に紛れ込まないよう留意する。また、女性用品の配布については、中身が分からないよう工夫するほか、女性に対応する等配慮する。

各避難所で配給物資に過不足が生じた場合は、必要に応じて、災対関係部で調整の上、各避難所相互で配給物資を融通する。

帰宅困難者への対応

帰宅困難者のための一時滞在施設については、荒川区内で被災した帰宅困難者だけでなく、他の地域で被災した帰宅困難者に対しても、区内を徒歩通過する際に提供する可能性があることから、発災してから数日の間、設置する。

区は、帰宅困難者について、鉄道駅付近に所在し地域住民が使用する避難所に指定されていない区施設（町屋文化センター、日暮里サニーホール、ムーブ町屋等）への受け入れを基本とする。

避難所に帰宅困難者等を受け入れる場合は、混乱を防止するため、避難者と帰宅困難者が使用するエリアをあらかじめ区分するなど、施設の使用方法を定めておく。

ペットの同行避難

基本方針

ア ペットの避難については、在宅避難、留守番避難及び友人、知人、親戚宅等の預け先への避難を優先するが、飼い主の逃げ遅れや、避難に対するためらいを未然に防ぐ

ために、生活圏域に合わせて、各地区で受入れができるよう、地域の理解を深めながら、段階を踏んで調整を進める。

イ 避難所におけるペットの飼育場所は、校庭等、他の避難者の生活空間と分離された場所を指定する。

ウ 平時から避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所運営委員会や区、学校においてペットの同行避難について検討し、あらかじめ動物専用スペースや行動エリアを定める。対象動物は、犬・猫等の小動物とする。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、温度調整等特別な管理が必要な動物は含まない。

小動物とは、犬、猫、ハムスター、ウサギ、フェレット、小鳥などのペットをいう。

避難所運営委員会の役割

ア 避難所運営委員会において、同行避難の受入れの可否を検討し、受入れを実施する場合は、ペットの適正な飼育等について検討する。

イ 避難所運営委員会は、地域の状況や避難所の構造等に合わせた同行避難の実施方法や具体的な飼育場所等、飼育ルールをあらかじめ定め、地域住民に周知するとともに、協力と理解を求める。

区の役割

ア 区は、ペットを同行避難させることができない飼い主のために、動物救護センターを荒川自然公園内に設置する。

イ 区は、同行避難させたペットの鳴き声等により避難所生活に影響を及ぼす場合やペットに治療が必要な場合には、飼い主に説明した上で、避難所から当該動物を動物救護センターに移送するよう促す。

ウ 区は事業者との協定締結により、動物避難施設としてのトレーラーハウスを設置するとともに、動物病院等の関係機関との連携により、ペットが避難できる施設を確保するよう努める。

飼い主の役割

ア ペットの収容ケージや7日分(少なくとも5日分)(環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より)の水及び餌を自ら備蓄し、同行避難の際にはこれを持参する。

イ 避難所において、同行避難させたペットの種類等を避難所運営委員に報告するものとし、給餌や排泄物処理等の世話は自己の責任で行う。

ウ アレルギーなど動物を苦手とする避難者がいることに留意し、不安感・不信感を与えないよう配慮する。

エ 他の避難者の迷惑にならないよう、入浴やブラッシング、無駄吠えなどへのしつけについても平時から行う。

オ ペットが鳴き声等により避難所生活に影響を及ぼす場合やペットに治療が必要な場合には、避難所から当該動物を動物救護センターに移送する。

6 避難者の特性に合わせた配慮

女性

区は、女性避難者からの要望や相談に適切に対応できるよう、各避難所に女性職員（他の自治体からの応援職員を含む）を配置する。

避難所では、女性専用スペース（就寝、着替え、乳児への授乳、洗濯物干し場等）を設置し、女性のプライバシーを確保する。

女性専用スペースの設置にあたっては、可能な限り普通教室の一室を確保するなど、周囲から独立した間仕切りとする。

女性専用の就寝スペースの利用については、単身者や母子、女性のみ家族からの希望を優先させる。

妊産婦

区は、本人または家族から妊産婦であることの申し出があった際は、他の避難者に対し配慮を求めるほか、マタニティマークの配布や医療職等による相談窓口の紹介・巡回相談等を実施する。また、お腹の張りや、体調の変化など、妊産婦の状態に変化があった際には、その状態に応じて、二次避難所等へ移送する。

区は、妊産婦が安定した状態で避難生活を送れるよう、居住スペースの割り振りや、炊事・清掃等の負担軽減等に配慮する。

子ども

区は、避難所における育児支援を行うため、保育園及び幼稚園が再開されるまでの間、必要に応じて、保育士や教諭を巡回若しくは派遣する。

粉ミルク用の飲料水、ガーゼ等の衛生用品、オムツ、哺乳瓶を消毒するための器具等の乳児専用の物資については、他の物資とは区別して管理する。

夜泣きをする子どもに対応するための専用の育児スペースの確保に努める。

小中学生や高校生の健全な避難生活を確保するため、遊びや運動ができる場所をはじめ、学習室や談話スペースを可能な限り設けるとともに、必要に応じて、生活上の悩み等を相談できるカウンセラー等を派遣する。

高齢者

区は、高齢の避難者が「生活不活発病」を防止するため、身体を動かす機会（外出を含む）をボランティア等の支援を受けるなどして、積極的に設ける。

運営役員及び区職員は、単身の高齢避難者が避難所内で孤立化しないよう定期的に声を掛け、要望や相談を受け付ける。

区は、高齢者のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な高齢者については、二次避難所又は福祉避難所の収容状況を確認の上、避難生活の困難度に応じて、二次避難所又は福祉避難所へ移送する。

障がい者

区は、障がい者が一次避難所へ避難した場合、当該障がい者が不安なく避難所生活を送れるよう、他の避難者に対し配慮を求める。

区は、文字や言葉で意思を伝えることが難しい障がい者に対し、コミュニケーション支援ボード（別図第1）を提供するなど、避難所生活を支援する。

区は、障がいのある避難者のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な避難者については、二次避難所又は福祉避難所の収容状況を確認の上、避難生活の困難度に応じて、二次避難所又は福祉避難所へ移送する。

食物アレルギーのある方・慢性疾患患者

区は、食物アレルギーに対応した食料を備蓄しており、備蓄倉庫から避難所へ配布する際は、避難者に分かりやすいよう、その旨を保管箱に表示する。

食物アレルギーのある避難者は、自らがアレルギー疾患患者である旨を区職員及び運営役員等に申告するとともに、区職員及び運営役員は、食物アレルギーのある方の状況の把握に努め、「配給された食事を強く勧めないこと」などを、他の避難者に周知徹底する。

慢性疾患のある避難者（糖尿病、腎臓病、高血圧症等）に対しては、食事療法について状況を把握し、適切な食事を提供するとともに、診療可能な医療機関の情報を提供する。

外国人

区は、日本語による会話が困難な外国人の避難者に対し、コミュニケーション支援ボード（別図第1）を提供するほか、災害協定に基づき、通訳ボランティアの支援を受けるなど、避難所内での意思疎通に留意する。

7 在宅避難者への支援

- ・ 避難所では、プライバシーの確保が困難なことから、区民がライフラインの停止した自宅で避難生活を送ることも想定される。このため、自宅等避難者に対する食料や支援物資の配給体制及び情報の提供方法等についてあらかじめ定める。
- ・ 食料や支援物資の配給は、一次避難所となった小中学校等において、混乱を招かないように一次避難所避難者と在宅避難者の物資配布場所を分ける等配慮する。
- ・ 在宅避難者への支援に当たっては、町会・自治会や民生委員の協力を得て、在宅避難者の所在把握や、最寄りの一次避難所まで食料や支援物資を受取りに行けない在宅避難者に対する配布等を行う。

資料編

荒川区 コミュニケーション支援ボード

Communication support board
커뮤니케이션 지원 보드 / 交流支援板



東京都荒川区
荒川区

おなかがすいていますか?

Are you hungry?
배가 고플니까? / 您肚子饿了吗?



たべる
Want to eat
먹고 싶다 / 吃



のむ
Want to drink
마시고 싶다 / 喝

飲食

何がしたいですか?

What do you want to do?
무엇을 하고 싶습니까? / 您想做什么?

トイレ
お風呂
ねる



トイレ
Restroom
화장실에 가고 싶다 / 廁所



お風呂
Bath
목욕을 하고 싶다 / 洗澡



ねる
Sleep
자고 싶다 / 睡覺

アレルギーはありますか?

Do you have any food allergies?
알레르기는 있습니까? / 有没有过敏?



卵
Egg
계란 / 鸡蛋



牛乳
Milk
우유 / 牛奶



小麦
Wheat
밀가루 / 面粉



その他
Others
기타 / 其他



ない
No. I don't
없다 / 没有

飲食

ほしいものはありますか?

Which one do you need?
갖고 싶은 것은? / 想要的东西是

衣類など



歯ブラシ
Toothbrush
치솔 / 牙刷



つめ切り
Nail clippers
손톱깎이 / 指甲刀



ティッシュ
Tissue
티슈(휴지) / 手紙



生理用品
Sanitary goods
생리용품 / 卫生巾



化粧品・ハンドクリーム
Cosmetics/Hand cream
화장수, 핸드크림 / 化妆品, 护手霜



タオル
Towel
타월 / 毛巾

あなたの家族は?

With whom do you live?
당신의 가족은? / 您家里都有谁?



お父さん
Father
아버지 / 父亲, 爸爸



お母さん
Mother
어머니 / 母亲, 妈妈



おじいちゃん おばあちゃん
Grand father Grand mother
할아버지/할머니 / 祖父/祖母



兄・弟・姉・妹
Older brother/Younger Brother/Older sister/Younger sister
형/제/누나/언니 / 哥哥/弟弟/姐姐/妹妹

個人情報

どうしましたか?

What's wrong with you?
무엇을 도와드릴까요? / 怎么了?

体調



いたい
Have a pain
아프다 / 疼痛



熱がある
Have a fever
열이 있다 / 发烧



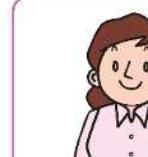
くるしい
I feel something Pressing
압박감을 / 承压

話をしたい人は?

Whom do you want to talk to?
이야기 듣고 싶은 사람은? / 想和谁说



男性
Man
남성 / 男性



女性
Woman
여성 / 女性

その他

避難所	町会区域
瑞光小学校	南千住一丁目東町会
	南千住一丁目北親会
	菅苗会
第二瑞光小学校	南千住二丁目町会
	南千住協和会
第三瑞光小学校	南千住中央町会
汐入小学校	隅田川平和会
	南千住三丁目親公会
	南千住4丁目自治会
汐入東小学校・第三中学校	リバーパーク汐入町会
第六瑞光小学校	南千住・東日暮里一丁目南町会
	東日暮里一丁目アパート自治会
峡田小学校	大西町会
	荒川四丁目西仲睦会
	荒川宮地町会
	子の神町会
第二峡田小学校	荒川二丁目東会
	峡田睦会
	荒川二丁目共栄会
	昭和睦会
	仲道会
	荒川七丁目同親会
	荒川中央町会
	新堀町会
	荒川東共栄町会
	荒川文化会
	荒川四丁目東仲町会
	荒川四丁目明朗町会
	荒川平和会
	グリーンコーポ町屋町会
第三峡田小学校	東日暮里1丁目正庭町会
	二之坪町会
	荒川一丁目本町会
第四峡田小学校	町屋一・二丁目仲町会
	町屋東栄町会
	町屋二丁目仲町会
	町屋実揚町会
第五峡田小学校	町屋睦町会
	町屋三丁目仲町会
	町屋六丁目南町会
	町屋江川町会
第七峡田小学校	町屋東町会
	町屋八丁目東文化会
	町屋八丁目中央会
	尾竹橋町会
	ハイツ町屋自治会
第九峡田小学校	尾竹橋公園スカイハイツ自治会
	荒川親交会
	荒川七丁目北町会
尾久小学校	荒川六丁目新地町会
	東尾久五丁目熊野前町会
	尾久橋町会
	東尾久三丁目東町会
	東尾久五丁目仲町会
尾久西小学校	東尾久八丁目町会
	西尾久五丁目町会
	西尾久八丁目東町会
	西尾久七丁目本町会

避難所	町会区域
尾久第六小学校	西尾久七丁目南町会
	西尾久八丁目町会
	西尾久八丁目自治会
	コスモステージ荒川遊園自治会
	コスモデュオスクエア自治会
	グリーンパーク上中里自治会
赤土小学校	東尾久赤土町会
	東尾久一丁目町会
	東尾久四丁目上町会
	東尾久四丁目中央町会
大門小学校	東尾久六丁目仲町会
	荒川区大門町会
尾久宮前小学校	東尾久六丁目旭町会
	東尾久四丁目西町会
	西尾久東町会
	西尾久西町会
第一日暮里小学校	西尾久一丁目南町会
	西日暮里三丁目町会
	ひぐらし文化会
第二日暮里小学校	東日暮里六丁目本町会
	東日暮里五丁目町会
第三日暮里小学校	東日暮里三丁目三河島町会
	東日暮里1・2丁目町会
	東日暮里三丁目南町会
	東日暮里三丁目本町会
第六日暮里小学校	西日暮里北部町会
ひぐらし小学校	日暮里中央町会
	東日暮里六丁目町会
	日暮里共成町会
第一中学校	南千住一丁目西町会
	荒川一丁目西文化会
	荒川一丁目間道睦会
第四中学校	荒川五丁目銀成町会
	荒川五丁目北町会
	荒川六丁目南町会
	荒川六丁目西町会
第五中学校	町屋一丁目東町会
	町屋一丁目南町会
第七中学校	西尾久四丁目町会
	ニュー田端スカイハイツ自治町会
	西尾久中町会
	西尾久四丁目自治会
第九中学校	田端スカイハイツ自治会
	東尾久本町町会
尾久八幡中学校	東尾久二丁目東町会
	西尾久二丁目北町会
	西尾久六丁目町会
南千住第二中学校	西尾久三丁目宮元町会
	南千住瑞光町会
原中学校	原町会
	町屋6丁目団地町会
	ツインシティ町会
	町屋5丁目住宅自治会
諏訪台中学校	真土町会
	西日暮里二丁目町会
生涯学習センター・教育センター	西日暮里五丁目町会
	荒川三丁目東町会
竹台高校	荒川三丁目中央会
	東日暮里四丁目町会
荒川工業高校	南千住新光町会
	南千住六丁目本町会
	アクロシティ自治会

	町会区域	避難所	
南千住東部	南千住二丁目町会	第二瑞光小学校	
	隅田川平和会	汐入小学校	
	南千住三丁目親公会	汐入小学校	
	南千住中央町会	第三瑞光小学校	
	リバーパーク汐入町会	汐入東小学校・第三中学校	
	南千住4丁目自治会	汐入小学校	
南千住西部	南千住一丁目東町会	瑞光小学校	
	南千住一丁目西町会	第一中学校	
	南千住一丁目北親会	瑞光小学校	
	南千住・東日暮里一丁目南町会	第六瑞光小学校	
	南千住協和会	第二瑞光小学校	
	南千住新光町会	荒川工科高等学校	
	南千住六丁目日本町会	荒川工科高等学校	
	南千住瑞光町会	南千住第二中学校	
	東日暮里一丁目アパート自治会	第六瑞光小学校	
	アクロシティ自治会	荒川工科高等学校	
荒川東部	東日暮里1丁目正庭町会	第三峡田小学校	
	二之坪町会	第三峡田小学校	
	荒川一丁目日本町会	第三峡田小学校	
	荒川二丁目東会	第二峡田小学校	
	荒川一丁目西文化会	第一中学校	
	荒川一丁目間道睦会	第一中学校	
	東日暮里三丁目三河島町会	第三日暮里小学校	
	荒川三丁目東町会	生涯学習センター・教育センター	
	荒川七丁目同親会	第二峡田小学校	
	仲道会	第二峡田小学校	
	峡田睦会	第二峡田小学校	
	荒川二丁目共栄会	第二峡田小学校	
	昭和睦会	第二峡田小学校	
	菅苗会	瑞光小学校	
グリーンコーポ町屋町会	第二峡田小学校		
荒川西部	荒川中央町会	第二峡田小学校	
	新堀町会	第二峡田小学校	
	荒川東共栄町会	第二峡田小学校	
	荒川三丁目中央会	生涯学習センター・教育センター	
	大西町会	峡田小学校	
	荒川文化会	第二峡田小学校	
	荒川四丁目東仲町会	第二峡田小学校	
	荒川四丁目西仲睦会	峡田小学校	
	荒川四丁目明朗町会	第二峡田小学校	
	荒川宮地町会	峡田小学校	
	荒川平和会	第二峡田小学校	
	荒川五丁目銀成町会	第四中学校	
	荒川親交会	第九峡田小学校	
	荒川七丁目北町会	第九峡田小学校	
	子の神町会	峡田小学校	
	町屋	町屋一丁目東町会	第五中学校
		町屋一・二丁目仲町会	第四峡田小学校
町屋一丁目南町会		第五中学校	
町屋東栄町会		第四峡田小学校	
町屋二丁目仲町会		第四峡田小学校	
町屋実揚町会		第四峡田小学校	
町屋睦町会		第五峡田小学校	
町屋三丁目仲町会		第五峡田小学校	
町屋江川町会		第五峡田小学校	
町屋六丁目南町会		第五峡田小学校	
町屋東町会		第七峡田小学校	
町屋八丁目東文化会		第七峡田小学校	
町屋八丁目中央会		第七峡田小学校	
荒川五丁目北町会		第四中学校	
荒川六丁目南町会		第四中学校	
荒川六丁目新地町会		第九峡田小学校	
荒川六丁目西町会		第四中学校	

	町会区域	避難所
尾久東部	荒川区大門町会	大門小学校
	東尾久本町町会	第九中学校
	東尾久二丁目東町会	第九中学校
	東尾久赤土町会	赤土小学校
	東尾久一丁目町会	赤土小学校
	東尾久六丁目仲町会	大門小学校
	東尾久六丁目旭町会	大門小学校
	尾久橋町会	尾久小学校
	原町会	原中学校
	町屋6丁目団地町会	原中学校
	尾竹橋町会	第七峡田小学校
	ハイツ町屋自治会	第七峡田小学校
	尾竹橋公園スカイハイツ自治会	第七峡田小学校
	ツインシティ町会	原中学校
	東尾久三丁目東町会	尾久小学校
	町屋5丁目住宅自治会	原中学校
	尾久西部	東尾久四丁目西町会
東尾久四丁目中央町会		赤土小学校
東尾久五丁目熊野前町会		尾久小学校
東尾久四丁目上町会		赤土小学校
東尾久五丁目仲町会		尾久小学校
西尾久東町会		尾久宮前小学校
西尾久西町会		尾久宮前小学校
西尾久一丁目南町会		尾久宮前小学校
西尾久二丁目北町会		尾久八幡中学校
西尾久四丁目町会		第七中学校
ニュー田端スカイハイツ自治町会		第七中学校
西尾久五丁目町会		尾久西小学校
西尾久中町会		第七中学校
西尾久八丁目東町会		尾久西小学校
西尾久七丁目南町会		尾久第六小学校
西尾久八丁目町会		尾久第六小学校
西尾久七丁目日本町会		尾久西小学校
西尾久六丁目町会		尾久八幡中学校
東尾久八丁目町会		尾久小学校
西尾久三丁目宮元町会		尾久八幡中学校
西尾久四丁目自治会		第七中学校
西尾久八丁目自治会		尾久第六小学校
田端スカイハイツ自治会		第七中学校
コスモステージ荒川遊園自治会	尾久第六小学校	
コスモデュオスクエア自治会	尾久第六小学校	
グリーンパーク上中里自治会	尾久第六小学校	
日暮里	真土町会	諏訪台中学校
	西日暮里北部町会	第六日暮里小学校
	東日暮里1・2丁目町会	第三日暮里小学校
	東日暮里四丁目町会	竹台高等学校
	東日暮里三丁目南町会	第三日暮里小学校
	東日暮里三丁目日本町会	第三日暮里小学校
	東日暮里六丁目日本町会	第二日暮里小学校
	東日暮里五丁目町会	第二日暮里小学校
	日暮里中央町会	ひぐらし小学校
	東日暮里六丁目町会	ひぐらし小学校
	日暮里共成町会	ひぐらし小学校
	西日暮里二丁目町会	諏訪台中学校
	西日暮里五丁目町会	諏訪台中学校
	西日暮里三丁目町会	第一日暮里小学校
ひぐらし文化会	第一日暮里小学校	

三二備蓄倉庫の設置場所(一次避難所)

名 称	所 在 地	階数	面積	設置年月
瑞光小学校	南千住 1-51-1	2 階	31.5 m ²	H8
第二瑞光小学校	南千住 5-8-1	1 階	31.5 m ²	H10
第三瑞光小学校	南千住 7-9-1	2 階	64 m ²	H7
汐入小学校	南千住 8-2-3	1 階	35.8 m ²	H14
汐入東小学校	南千住 8-9-3	6・7 階	41.9 m ²	H21
第六瑞光小学校	南千住 1-4-11	3 階	31.5 m ²	H8
峡田小学校	荒川 3-77-1	2・5 階	37.8 m ²	H8
第二峡田小学校	荒川 2-30-1	2 階	30 m ²	H9
第三峡田小学校	荒川 1-43-1	4 階	64 m ²	H7
第四峡田小学校	町屋 2-11-6	2 階	31.5 m ²	H9
第五峡田小学校	町屋 3-17-24	1 階・校庭	31.5 m ²	H9
第七峡田小学校	町屋 8-19-12	2 階	31.5 m ²	H7
第九峡田小学校	荒川 6-8-1	4 階	31.5 m ²	H7
尾久小学校	東尾久 5-6-7	1 階	30 m ²	H8
尾久西小学校	西尾久 5-27-12	1 階	31.5 m ²	H8
尾久第六小学校	西尾久 8-26-9	3 階	32 m ²	H9
赤土小学校	東尾久 2-43-9	3 階	31.5 m ²	H9
大門小学校	町屋 4-27-8	3 階	31.5 m ²	H9
尾久宮前小学校	西尾久 1-4-17	1 階	31.5 m ²	H7
第一日暮里小学校	西日暮里 3-7-15	1 階	16.5 m ²	H7
第二日暮里小学校	東日暮里 5-2-1	1～3 階	64 m ²	H9
第三日暮里小学校	東日暮里 3-10-17	4 階	30 m ²	H9
第六日暮里小学校	西日暮里 6-35-16	2 階	31.5 m ²	H8
ひぐらし小学校	西日暮里 2-32-5	地下 1 階	30 m ²	H7
第一中学校	荒川 1-30-1	1 階	31.5 m ²	H9
第三中学校	南千住 8-10-1	2 階	40 m ²	H14
第四中学校	荒川 6-57-1	3 階	31.5 m ²	H8
第五中学校	町屋 1-37-16	校庭	33.5 m ²	H14
第七中学校	西尾久 4-30-28	1 階	30 m ²	H9
第九中学校	東尾久 2-23-5	2 階	63.7 m ²	H7
尾久八幡中学校	西尾久 3-14-1	3 階	29 m ²	H8
南千住第二中学校	南千住 7-25-1	4 階	31.5 m ²	H8
原中学校	町屋 5-12-6	4 階	31 m ²	H7
諏訪台中学校	西日暮里 2-36-8	1 階	23 m ²	H13
生涯学習・教育センター	荒川 3-49-1	1 階	15 m ²	H9

ミ二備蓄倉庫 標準備蓄物資一覧表

区分	対象	品名	総数	備考
食料	一般	クリームサンドビスケット(ビスコ)	3,000 食	5年保存 1食目
	一般	7年保存レトルトパン	3,000 食	7年保存 2食目
	一般	アルファ化米五目御飯(アレルギー対応)個食	1,500 食	5年保存 3食目
	一般	アルファ化米白飯(アレルギー対応)個食	1,500 食	5年保存 3食目
	高齢者・乳児	ゼリー飲料ライフストックエナジータイプ(アレルギー対応)	160 食	5年保存 1食目
	高齢者・乳児	ライスクッキー(アレルギー対応)	96 食	5年保存 2食目
	高齢者・乳児	アルファ化米白がゆ(アレルギー対応)個食	50 食	5年保存 3食目
	高齢者・乳児	アルファ化米梅がゆ(アレルギー対応)個食	50 食	5年保存 3食目
	乳幼児	粉ミルク	24 缶	1年保存
飲料水	一般	飲料水(500ml)	3,000 本	7年保存
	乳児	飲料水(1.5L)	32 本	5年保存
生活用品		哺乳びん	20 本	
		哺乳びん装着乳首	50 個	
		ミルトン消毒錠剤	1 式	消毒ケース2・消毒剤
		ミルトン消毒ケース	1 式	
		携帯トイレ	10,000 回分	
		携帯トイレ用圧縮保管袋	240 枚	
		携帯トイレ圧縮保管袋用空気抜きポンプ	2 個	
		トイレトーパー	800 巻	
		ウエットティッシュ	300 個	5年保存 20×20cm10枚入 100個
		毛布	700 枚	
		レスキューシート	500 枚	
		保温シート	500 枚	
		生理用ショーツ(Lサイズ)	100 枚	
		生理用ショーツ(Mサイズ)	100 枚	
		子供用紙おむつ(Sサイズ)	20 パック	7年保存 70枚入り以上
		子供用紙おむつ(Mサイズ)	12 パック	7年保存 50枚入り以上
		子供用紙おむつ(Lサイズ)	12 パック	7年保存 40枚入り以上
		大人用紙おむつ	10 パック	7年保存 20枚入り以上
		生理用品(昼用)	24 パック	7年保存 20枚入り以上
		生理用品(夜用)	16 パック	7年保存 14枚入り以上
		歯ブラシ	2,000 本	
		洗口液	5,000 回分	
		アルカリ乾電池(単一)	150 本	10年保存 LEDランタン用(単一乾電池3本使用)
	災害時安否確認ツール	1 式	無事ですシール(鉛筆12本付)	
医薬品		災害時薬品セット	1 式	
		滅菌綿	90 袋	
資機材		1t水槽	1 基	
		2t車用積載型飲料水タンク	1 基	車両積載型
		蛇口付給水機	1 基	蛇口付給水機付
		給水ポリ容器(20L)	1 個	折畳タイプ
		鍋・かまどセット(小型)		煮炊きレンジ・油タンク・工具等
		灯油バーナー(小型)	2 基	
		灯油バーナー工具		
		発動発電機(ガソリン)	5 台	
		発動発電機(カセットボンベ)	1 台	カセットボンベ3本使用
		ガソリン携行缶(20L)	3 個	
		備蓄用ガソリン(20L)	1 個	
		カセットボンベ	18 本	発電機用
		ガスコンロ	2 台	プロパンガス用
		災害用トイレ(BEN-CHEER)	3 基	
		災害用トイレ付属品	3 基	マンホール用シューター、オフナー付
		マンホールトイレ(洋式)	8 基	
		マンホールトイレ洋式用テント	2 基	
		簡易ベット	5 台	TRAVELING-COT
		バルーン投光器	2 台	三脚付
		LEDランタンライト	50 台	単一アルカリ乾電池3本使用
		ラジオ付き懐中電灯	3 台	グローリーラジオライト
		車椅子	3 台	
		リヤカー	2 台	
		汚水用水中ポンプ	1 個	
		汚水用水中ポンプ付属ホース	1 本	20m
		スコップ	5 個	
		バール	5 個	
		手斧	3 本	
		ヘルメット	5 個	
		ポリバケツ	5 個	
		小型テント	3 台	着替え用、授乳用
		スタンドパイプ給水セット	1 式	
		避難所用小物品ケース	1 式	
	ビブス(白色)	50 枚		
	避難所掲示板セット	1 組	ボードマーカ-4本、イレイザ-1個	